



公的年金しか収入がなく、税務署で申告不要と言われましたが、市県民税申告も不要ですか？

私は年金で生活をしており、他の収入はありません。
公的年金で収入 400 万円以下の人は、申告が不要と聞いたのですが、
市県民税申告もしなくていいのでしょうか？



市県民税の申告をすれば税額が下がる場合があります。

公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

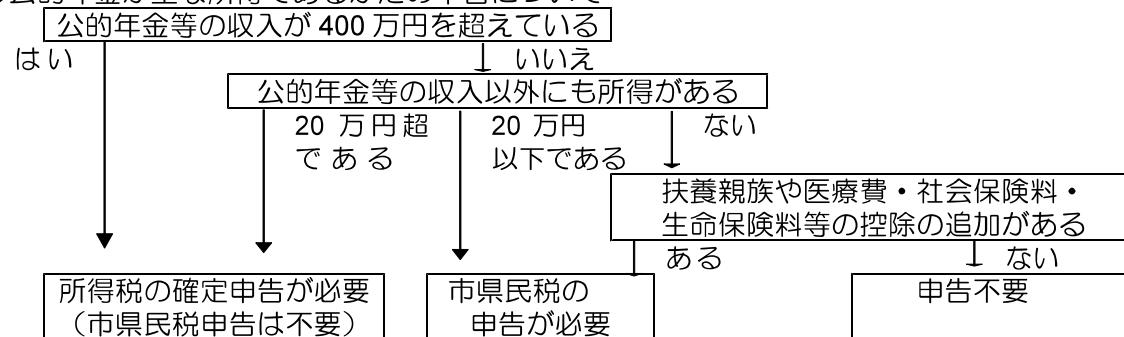
また、公的年金を受給されているかたについては、公的年金の支払者から秋田市に提出される公的年金等支払報告書（源泉徴収票と同じ内容）の所得額や所得控除額をもとに市県民税額を計算しますので、収入が公的年金のみのかたは、必ずしも市県民税の申告は必要ありません。

しかし、公的年金等支払報告書に記載されている所得控除以外の社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの控除がある場合は、市県民税申告により税額が下がる場合があります。（※1）

個人によって事情は異なりますので、詳しくは市民税課へお問合せください。

（※1）65 歳以上のかたで公的年金等の収入が 151 万 5 千円以下の場合は市県民税が非課税になりますので、市県民税の申告をしても税額は変わらず 0 円です。

○公的年金が主な所得であるかたの申告について



- ・「市県民税の申告が必要」や「申告は不要」の場合でも、年金から所得税が源泉徴収されており、所得税の計算で還付になる場合は、税務署での確定申告をお勧めします。
- ・上記に関わらず、外国の公的年金がある場合は申告が必要です。



確定申告をしました。市県民税の申告も必要ですか？



申告は必要ありません。

税務署で確定申告をしているかたは、その確定申告書が市県民税の課税資料のひとつとなりますので、あらためて市県民税申告書を提出する必要はありません。